

環境影響評価方法書についての意見の概要及び見解提出書

2026年 1月 9日

大阪府知事 様

住所 大阪府泉北郡忠岡町新浜二丁目5番46号

氏名 忠岡エコサービス株式会社

代表取締役 久保 昭典

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
都市計画決定権者にあつては、その名称
法の都市計画決定権者にあつては、その名称

電話（072）447-8637

大阪府環境影響評価条例第9条第2項

~~大阪府環境影響評価条例施行規則第63条第1項において準用する大阪府環境影響評価条例第9条第2項
大阪府環境影響評価条例施行規則第106条第1項~~

の規定により、下記の対象事業（~~都市計画対象事業・環境影響評価法第2条第4項
に規定する対象事業・環境影響評価法第40条第1項の対象事業等~~）に係る環境影
響評価方法書の意見の概要及び当該意見についての見解を記載した書類を、別添
のとおり提出します。

記

対象事業（~~都市計画対象事業・環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事
業・環境影響評価法第40条第1項の対象事業等~~）の名称

（仮称）忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業

※ 整 理 番 号

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

(仮称) 忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業
環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解

- 1 環境影響評価方法書の縦覧期間
令和7年9月18日（木） ～ 10月17日（金）
- 2 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見書の提出期間
令和7年9月18日（木） ～ 10月31日（金）
- 3 意見書の提出件数
229通
- 4 方法書について提出された意見の概要及び事業者の見解
別紙のとおり
なお、提出された意見の一部は、原文のままではなく概要としてまとめています。

方法書について提出された意見の概要及び事業者の見解

意見の概要	事業者の見解
I. 事業の名称、目的等に関すること	
1. 施設の名称について	
(1)産業廃棄物を焼却する施設なのに、エネルギーセンターという名称は住民を惑わすものである。事業名称を変更するべき。 (2)地域エネルギーセンターの名称に違和感を持つ。 (3)事業名称の「忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業」は不適当であり、現在出されている事業はその内容から「廃棄物処理施設整備・運営事業」とするのが妥当である。 (4)産廃の焼却が目的なのに、その過程でできるわずかな電力を名称に使い、エネルギーセンターとは住民を惑わすものである。産廃焼却を隠そうとしているし、電力についても利用計画があいまい。 (5)「(仮称)忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業」とあるが、記載されている「事業」の主体は「産業廃棄物焼却炉の運営事業」であり、名称自体が不適切といえる。今回の「方法書」自体を取り下げて、主権者である地域住民が事業内容を正確に把握しうる事業内容を明確に反映した事業名称に改めた後、再提出すべきといえる。その際、事業者が真に地域貢献に値すると考える事業と判断しているならば、事業内容の詳細を地域住民に遍く宣伝することが、住民理解を進めることになり事業自体の推進の助けになるのではないかと考えられる。しかるに、事業者がそのよう地域住民への広報行為を行った事例は確認されていない。本事案に深く関連する事例として、先般の「大栄環境株式会社和泉エネルギープラザ整備事業」があるが、地方自治の本義及び環境保全と住民福祉の見地からは、その轍を踏むことは決して許されることではない。	「2-2-2 事業計画策定の経緯」に記載のとおり、忠岡町では、次期ごみ処理手法について「公民連携によるごみ処理手法」を優先事業方式として選定されており、その後、公募型プロポーザル方式による事業者選定が行われました。 本公募の際に同町より示された提案募集要項は「(仮称)地域エネルギーセンター等整備・運営事業提案募集要項」という名称であり、「(仮称)忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業」(以下、「本事業」という。)の名称はこれを引き継いでいます。 また、環境省の補助金対象事業の一つである「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業」では、廃棄物処理に伴う熱や電力を地域で活用する拠点となる施設を「地域エネルギーセンター」と称しています。本事業でも廃棄物処理に伴う廃熱を回収しエネルギーを生成するスキームであることから、同名称を使用しているという側面もあります。 本事業で計画しているエネルギー回収施設(焼却施設)で発電した電気は、まず場内(自施設内)で使用しますが、場内では使い切れないため、余剰電力が発生します。それを地域で利用していただくことを検討しています。なお、現時点では具体的な利用方法が決まっていないため、(仮称)忠岡地域エネルギーセンター整備・運営事業環境影響評価方法書(以下、「方法書」という。)ではお示しできておりませんが、どのような形で利用するかは、今後、忠岡町との協議の上で決定していきたいと考えています。
2. 事業の選定に関することについて	
(1)忠岡町長が変わり、産業廃棄物焼却施設の中止を表明しているので、一旦白紙にして、違約金をもらって撤退してもらいたい。 (2)現町長に責任をなすりつけることは許されないと思う。 (3)事業計画の中止を求めるが、最低住民投票で決めるべき問題と考える。 (4)環境保全対策を実施し、周辺地域の環境への影響を極力低減する方針であるとするが、大量の産業廃棄物とその10分の1の一般廃棄物を混合して燃焼するという根本的な問題があり、明らかに環境悪化させる方向であり、計画を撤回し、忠岡町と協議すべき。 - 大量の産業廃棄物の焼却施設を新たに建設するため、排出されるもの(排気ガス、排水、最終処分量など)は大量である。施設更新で、人口減少により取扱量も減少する方針なら問題なく受け入れられる。 - 環境保全対策の実施方針では、周辺地域の環境への影響を極力低減する方針であるとあり、現状より低減させるではない。現状より悪化させる。	「2-2-2 事業計画策定の経緯」に記載のとおり、忠岡町では、次期ごみ処理手法について「公民連携によるごみ処理手法」を優先事業方式として選定されており、その後、公募型プロポーザル方式による事業者選定を経て、(仮称)地域エネルギーセンター等整備運営事業公民連携協定が締結されました。 本事業は、忠岡町との本協定に基づき実施しています。
(5)大栄環境と忠岡町の2～3業者との深い繋がりを断つために、現在ある施設の復活を求める。	忠岡町クリーンセンター(以下、「旧クリーンセンター」という。)は閉炉しており、今後、施設を解体する計画です。

意見の概要	事業者の見解
(6) 候補地を挙げて賛否を募り選定する方法は如何か。	本事業計画地は忠岡町が決定した場所です。別の候補地を挙げて事業を行うことは考えておりません。
(7) 本方法書の経過認識が間違っているため事業計画を撤回し見直すべきである。	方法書に記載した経過は、忠岡町で公表されている経過を抜粋したものですので、正しいものと認識しています。
(8) 忠岡町の一般ごみは泉北環境で広域処理すると話が進んでいたの で必要ない。 (9) 前町長の独断専行で決めた決定は無効。一般ごみは近隣の自治体と 連携して処理するのが良いと思います。 (10) 公害について心配しなければならない「公民連携処理方式」を止 めて、公害の心配のない「広域化処理方式」を再採用すべきであ る。 (11) 忠岡町も岸貝クリーンセンターを使うべき。 (12) 忠岡町の一般ごみは泉北環境で広域処理すると話が進んでいたの に、民間事業者が巨大な炉を作って産廃を焼却しようとしている。 ごみ処理できる方法があるのに地域の環境保全に逆行する産廃焼 却事業の環境影響調査は必要ない。 (13) 忠岡町という公が加わる事業に対する環境影響評価の範囲は、産 業廃棄物処理施設を誘致せずに忠岡町のごみを広域処理する事業 案を入れた案を加えた複数案の環境影響評価を行うべきである。 その意味で、今の環境影響評価計画は一旦取り下げるべきである。	広域処理に関して、当社からお答えすることはできません。当社は忠岡町との協定に基づき、本事業を行っています。本事業は忠岡町議会の承認議決を得て、進められているものです。
3. 事業計画地の選定について	
(1) 産廃焼却炉を計画している場所が最適であることの科学的・合理的 な説明を求める。 (2) 産廃をここで処理することに理解ができない。 (3) 実施場所は人口密集地に隣接しており、超大型、ダイオキシン発生 が懸念される焼却施設は不適切極まりない。本来は人の住まない場 所に計画されるべき。なぜこのようなところに建設するのか説明を 求める。 (4) テクノステージにも同じ220tの産廃焼却炉を建設するとすれば挟 み撃ちである。	方法書の「2-2-2 事業計画策定の経緯」に記載のとおり、忠岡町では、次期ごみ処理手法について「公民連携によるごみ処理手法」を優先事業方式として選定されており、その後、公募型プロポーザル方式による事業者選定が行われました。その際、本公募の提案募集要項に本用地が事業用地として選定されていたので、本事業は本用地において計画を進めています。
4. 事業計画地の位置（立地条件）について	
(1) 半径3km以内には人口の密集した地域があり、保育所、幼稚園、小 中学校の教育施設や介護施設が多く、産廃ゴミを燃やす施設の立地 条件に適していないと思う。 (2) 施設の近くには多くの工場、運動施設、公園などもある。住居だけ でなくそれらの配慮については。 (3) 住居が予定施設から900m離れているから問題ないとしているが、 その根拠が示されていない。 (4) 900mしか離れていない場所で毎日220tもの産業廃棄物を燃やされ たら、健康被害は目に見えている。なぜ大丈夫といえるのか。 (5) 従来忠岡町が処理してきた一般廃棄物20tの上にその10倍の産業廃 棄物が処理されることになるわけなので、現在の環境が維持できる とは思えない。旧海岸線まで900m以上の距離が保たれているだけ では住居等の環境上保全が担保されているわけではない。設置場所 が最適なのか。	方法書「2-2-3 事業の検討（1）事業の実施場所」に記載している「当地は忠岡町の臨海部に位置し、住居等の環境上保全を要する物件が立地する旧海岸線まで900m以上の距離が保たれている。」については、事業計画地がどのような位置にあるかを示したものです。環境影響評価においては、特に人が生活する住居の位置を把握し、保全を要する場所として評価を行う必要があるため、その位置を示したところです。 今後、これら住居付近を含め、周辺環境への影響を予測し、その結果を環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）においてお示しいたします。その際、事業計画地近隣のグラウンド、テニスコート、公園、木材コンビナート等を含めた予測・評価を行います。

意見の概要	事業者の見解
(6)岸和田市松風町等大阪府道29号のすぐ横に住宅地があることから、事業計画地までの間に住居等の立地がないとの主張は成り立たない。 (7)住居等の環境上保全を有する物件まで900m以上の距離が保たれているとあるが、建設予定地のすぐ横にはグラウンド、テニスコートがあり多くの住民が利用している。また、多くの会社もあり従業員が働いている。これで環境保全が担保されるのか。環境保全を要するのではないか。 (8)P150 事業計画地のスポーツ施設、公園があり、多くの住民が利用しています（グラウンド、テニスコート、新浜緑地、漁港、ヨットハーバー）。住民のいこいのエリアとなっています。住民の貴重なエリアときれいな環境を残すため巨大産廃施設の建設はストップをお願いします。	
(9)P93 忠岡新浜全体が大阪府景観計画区域になっている。巨大焼却施設は計画区域にふさわしくない。	本事業地は大阪府景観形成基本方針における景観計画区域「大阪湾岸区域」に位置しています。本事業では、当該区域にて求められるデザインの手法を選定し、周辺環境と調和した開発となるよう配慮いたします。
5. 発電、エネルギー利用について	
(1)発電した動力活用について具体的に何ら触れられていない。どのように地域で有効利用がなされるのか。 (2)エネルギー利用の具体的な説明がない (3)焼却施設の所内動力が不明。発電量より多いと忠岡町の利益が減る。 (4)余剰電力を地域で活用する方法は記載されていない。活用方法が不明なまま計画を進めるのはいかなものか。 (5)事業の目的は産廃焼却炉の建設であり、発電計画は詳しく述べられていない。発電計画であれば、産廃焼却炉にする必然性はない。その合理的な説明を求める。 (6)燃やしたごみの熱で電気、エネルギーをつくるということみたいだが、本当にとんとんになるのか。	エネルギー回収施設（焼却施設）で発電した電気は、まず場内で使用しますが、場内では使い切れないため余剰電力が発生します。その電力を地域で利用していただくことを検討しています。どのような形で利用するかは、今後、忠岡町との協議の上で決定していきたいと考えています。
(7)産業廃棄物焼却による電力発電は再エネとは言わないし、地域循環とも言わない。 (8)廃棄物燃焼による再生可能エネルギーという定義（考え）はないのではないか。廃棄物燃焼が再生可能エネルギーに組み込まれるべきものではない。 (9)熱エネルギーを回収し発電する施設とあるが、発電は出来ても、温室効果ガスは現在の炉に比べて13倍も排出されます（神戸商船大学名誉教授の西川先生の計算による）。これではこの発電は再生可能エネルギーとはいえません。産業廃棄物による火力発電ではないでしょうか。	エネルギー回収施設（焼却施設）では、一般廃棄物及び産業廃棄物を焼却して発電します。取り扱う廃棄物のなかには、バイオマス由来（生物資源）の廃棄物があります。例えば、木くず、紙くず、食品残渣などがそれに該当します。バイオマス由来の廃棄物を燃料とした発電はバイオマス発電と言われ、再生可能エネルギーの一種とされています。
(10)地域で有効活用するには送電線は必要になるが、その方法や検討方法が示されていない。 (11)焼却にて出る熱で電力づくりがなされているが、送電線等の記述もないのは如何なものか不安が残る。	電気設備に関しては、現在その整備方法等について検討中であり、今後詳細設計を進め、決定されることになります。
(12)発電電力4,950kWは最大出力か、平均出力か。	発電電力4,950kWは、定格出力の値です。

意見の概要	事業者の見解
(13) エネルギーの地産地消の言葉の使い方について、他地域から持ち込んだ廃棄物の燃焼エネルギーを使うので定義が違うのではないのか。	エネルギーの地産地消については、忠岡町内のエネルギー回収施設（焼却施設）で産み出したエネルギー（発電した電力）を同町内で利用するという意味で使っています。
(14) 熱エネルギー回収発電は焼却の結果であって、廃棄物発生抑止・削減こそが温暖化対策である。	エネルギー回収施設（焼却施設）で焼却する廃棄物は、どうしても再生利用できない廃棄物を想定しています。再生利用できるものは、焼却せずにリサイクルに回し、廃棄物の発生抑制、削減に努めます。
6. 資源循環、脱炭素、CCU等に関することについて	
(1) 産業廃棄物を大量に燃やすというのは時代遅れではないのか。世界では、分別・リサイクルを徹底して行い、環境負荷を極力下げる取り組みが進んでおり、それらに逆行するものではないか。 (2) ゴミは焼却中心から減量化や資源化優先等へ切り替えないと地球温暖化・気候危機という環境破壊に繋がってきている。循環型社会形成推進法等による3Rを重視したゴミ行政にすべきであり、焼却処理・ゴミ発電を優先させるべきでない。 (3) この事業は地域循環社会形成などではない。 (4) 焼却量を増やす計画はSDGsに反する。 (5) 方法書に、第5次循環型社会形成推進基本計画に沿うべくサーキュラーエコノミーや脱炭素社会等に合致した方向で進める計画で廃棄物の適正な循環の利用に取り組むとあるが、いずれの内容も根拠が間違っており、住民に誤解を与え、忠岡町の取り組むべき方向とは違っている。 - 処理量が10倍に増えると排ガス量、最終廃棄物処分量は大幅に増えるから - 環境配慮事項の配慮の内容には、環境計画における方針・目標との整合性を図るとあるが、排ガス量、最終廃棄物処分量が大幅に増えるため、目標値の実現を不可能にするから - C02排出量が大幅に増えるから。さらに方法書ではC02排出量には全く触れず、運送車両などの問題にすり替えている。 - 忠岡町の地球温暖化対策実行計画において2030年までに基準年度比46%削減となっており、これに逆行するもの。	循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」としています。そしてこれらについて、適正に「循環的な利用」が行われるよう規定されています。「循環的な利用」とは、再使用、再生利用及び熱回収をいいます。 優先順位は、再使用＞再生利用＞熱回収であり、どうしても再生利用できないもので熱回収ができるものは、熱回収による資源の循環利用を行うよう義務づけられています。 大栄環境グループでは、廃棄物を受け入れた後、再生利用できるものは回収し、リサイクルに回します。後に残ってしまう、汚れが多い等のどうしても再生利用できない廃棄物も、出来る限り埋立処分に回らないよう、さらに可燃物と不燃物に分けます。そして、可燃物は焼却し、その廃熱を利用して発電を行い、資源の循環利用を行っています。本事業でも、同じような形で資源の循環利用を行う計画としています。 また、本事業で得られた電気は非化石電源と呼ばれ、化石燃料を燃やしてつくる電気ではないため、需要側の電気使用によるC02排出量はゼロです。したがって、廃棄物発電による電気の利用は、C02排出量を削減し、脱炭素社会の実現に寄与するものと考えています。 当社としては、本事業計画が忠岡町の取り組むべき方向と整合するよう、進めていく考えです。 なお、C02排出量については、準備書において排出量を予測し、その結果をお示しいたします。
(6) あたかも焼却量が増えれば脱炭素社会に近づくかのような記載がなされている。本来はごみ量を減らし焼却量を減らすことで二酸化炭素の排出量を抑制すべきところを、国の言葉を借りて施設の大型化を正当化しようとするものであり、本末転倒である。 (7) 焼却を目的としており、脱炭素に逆行するもの。 (8) C02、ダイオキシン等有害物質を大量排出、熱放出を伴う産廃の処理は地球温暖化を促進するので反対。 (9) 地球温暖化にはC02削減が非常に大事だと思う。一つはゴミを減らして焼却することを減らすことが大事。忠岡町の一般家庭ごみも減っていると聞いている。そんな中で産廃ゴミを集めて、小さな忠岡町で焼却するのはC02削減に逆行しているのではないかと思います。	本事業では焼却して得られた廃熱を利用して発電し、電気（エネルギー）をつくります。その電気は非化石電源と呼ばれ、化石燃料を燃やしてつくる電気ではないため、需要側の電気使用によるC02排出量はゼロです。したがって、廃棄物発電による電気の利用は、C02排出量を削減し、脱炭素社会の実現に寄与するものと考えています。
(10) 「カーボンニュートラル」を達成するために処理能力を大きくするとあるが、環境保全に逆行するものだと思う。	将来のカーボンニュートラルを達成するため、①処理能力を増強して熱回収効率を向上させ、②熱回収で得られたエネルギーを利用して脱炭素化を促進し、③将来はCCU等によりさらにカーボンネガティブを目指すこととしています。

意見の概要	事業者の見解
(11)CCU活用に関してははまだ研究段階で、活用できる保障はないのでは。 (12)CCUの施設が完成していないと大量の温暖化ガスを排出する。いかに温暖化ガス発生を抑制するかを考慮すべき。 (13)「将来CCUを導入した場合は」とあり、それがいつのことなのかもし示されていない。	CCUに関しては、将来、導入が期待されているもので、現時点では研究、検討段階であると考えています。2050年のカーボンニュートラルを目指すには、事前に準備しておくことは必要であると考えています。
Ⅱ. 事業の内容、計画等について	
1. リサイクル施設（破砕選別施設）の仕様に関することについて	
(1)破砕選別施設の最大能力が784.8t/日となっているが、忠岡の最大能力はどのように使うのか。 (2)リサイクル施設の概要について、概要とも言えない不十分な内容である。「現段階の設計値であるため、詳細設計により変更する可能性がある」との記述もあるが、これは基本設計の名にも値しない。	破砕選別施設の最大処理能力は、比重が最も大きい廃棄物の品目を単独で処理することを前提として算出された数値であり、常時最大処理能力での処理を行う訳ではありません。平均処理量は50t/日程度と計画しています。 破砕選別施設の仕様については、今後詳細設計を進め、準備書に反映いたします。
2. エネルギー回収施設（焼却施設）の仕様に関することについて	
(1)表2-5 P16 表2-5の排ガス濃度計画値の根拠が示されていない。 (2)排ガス濃度の番号15～19（ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、一酸化炭素）について、忠岡町産廃焼却炉の数値が、和泉市の産廃焼却炉に比べて大きい理由を科学的に説明してもらいたい。 (3)規制基準があるからと言って、事業者が汚染物質を最大値まで排出する「権利」が認められているわけではない。汚染影響ゼロ、濃度でいえば、現在の忠岡町の大気濃度以下にするというのが迫られるべきだ。現在の大気濃度より高い汚染物を含む排ガスを放出すれば大なり小なり大気濃度は上昇するので、現状環境悪化しない根拠が示されていない。それがどのように拡散するかを予測し、上昇の程度が小さければ、つまり環境基準を超えなければ問題ないというのが現在のアセス方法ですが、汚染が現在より増えることは確かだ。「評価は、原則として、①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮されていること」（大阪府技術指針P7）に従って評価すべきである。	表2-5に記載の排ガス濃度は、大気汚染防止法及びダイオキシン類特別措置法による規制基準（排出基準）の濃度です。今後、詳細設計を行っていくなかで、改めて準備書において環境アセスメントを行うための諸元値（設計値）をお示しいたします。 環境影響評価については、大阪府の「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針（令和5年4月）」（以下、「大阪府技術指針」という。）に、「環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮されていること」が評価の指針の一つとされていますので、それに従って評価いたします。
(4)資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設を、人の健康に悪影響を及ぼすダイオキシンを発生させる超大型の産業廃棄物焼却炉にする理由が理解できないので、合理的な説明を求める。 (5)焼却能力200t/日は忠岡町の発生量を大きく上回る。域外からの搬入が増え、交通量・排ガス負荷・災害リスクが拡大する。町内処理に必要な最小限の規模に再検討すべき。	エネルギー回収施設（焼却施設）での平均処理量を200t/日とした理由は下記のとおりです。（方法書P4参照） ・焼却施設において発電した電力を、場内で利用するほか、余剰電力を地域で利用できるようにするため、一定規模以上の施設が必要であること。 ・熱回収効率を向上させるため規模の大きな施設とすること。 ・将来CCUを導入した場合に自立運転によるCO2回収を可能とする規模とすること。 ・災害廃棄物の処理を速やかに行い、早期復旧に協力できる処理能力とすること。 ・廃棄物の取扱量及び事業用地の面積規模を考慮した施設の処理能力とすること。 なお、交通量、排ガス負荷、災害リスクに関する事項については、準備書においてお示しいたします。

意見の概要	事業者の見解
(6)排気筒(煙突)高さ50mにする根拠を科学的に説明してもらいたい。 (7)排気筒高さ100mと50mについて、排出されるダイオキシン濃度の地上での変化を科学計算式で明示してもらいたい。 (8)煙突は50mだが、岸和田・貝塚クリーンセンター並みに100mちかくまで高くすべきと思う。 (9)50mは低い。ノズル等をつけ吹き上げ高さを上げ、拡散効果を期待する。 (10)排気筒50mで注釈の説明もあるが、山間部と臨海部では気象状況に相違があることが予想される。 (11)環境省の廃棄物処理施設生活環境影響評価指針の大気質の煙突排ガスによる影響の調査対象地域設定例に、当該施設を当てはめると煙突実体高は59～80mであり、調査対象地域も半径6～8kmとなっている。排気筒の高さを50mとした詳細な理由、調査対象地域設定例に基づき、排気筒の高さの再設計、調査対象地域の拡大が必要。	排気筒の高さの設定理由は下記のとおりです。 ・大栄環境グループの既存の焼却施設の排気筒高さ(40～50m程度)を参考にしています。これらの施設の周辺において大気質に関して問題となるような事象は確認されていません。 ・また、本事業のエネルギー回収施設(焼却施設)は、既に環境影響評価を行った和泉エネルギープラザ(以下、「和泉EP」という。)と同等の施設仕様で計画しています。処理能力も同等であり、今後の詳細設計にもよりますが、排ガス量、排ガスの性状(諸元)もほぼ同等となることを想定しています。なお、先に実施した和泉EPの環境影響評価では、大気質において評価の指針を満足する結果が得られています。 今後、本事業での排ガスによる大気環境中への環境影響について、排気筒の高さを50mと設定した上で、周辺の気象状況、大気質等の現況調査結果、詳細設計後の排ガスの諸元をもとに環境影響予測を行い、準備書において評価を行います。 また、ご意見にあります環境省の廃棄物処理施設生活環境影響評価指針に示されている設定例は、準備書における予測評価において参考とさせていただきます。
3. エネルギー回収施設(焼却施設)の必要性について	
(1)産業廃棄物の発生量が減少している状況で、今回の施設はほんとに必要なか。	産業廃棄物の発生量は、全国で見ますと減少傾向にありますが、これまで安定的に廃棄物の適正処理を行っている大栄環境グループが扱う廃棄物量は年々増加しています(シェアが拡大しています)。近畿圏を含め、今後さらにシェアを拡大していく計画としており、近畿圏内にある大栄環境グループの現保有施設だけでは廃棄物処理が追いつかなくなるため、新たな施設が必要であると考えています。
4. ストーカ炉(現在計画している炉)を選定したことについて	
(1)焼却施設の炉の性能について、「ガス化改質炉」等高性能な炉があるのにそれを導入しないというのは時代に逆行していると思う。 (2)ストーカ炉の選定には疑問がありやり直すべき。ストーカ炉を選定したときの他のタイプの焼却方式との比較検討データや説明が不十分である。 ・忠岡町で当初作成された企画書の中には、従来の忠岡町の流動床タイプと今回のストーカ炉、ロータリーキルン+ストーカ式との比較しているが、非常に簡単な記載だけで、それらの妥当性、合理性などが理解できない。方法書P16の記載では、ストーカ炉にする場合の条件しか記載されておらず、方法書として不十分である。 ・「泉大津市、和泉市、高石市の処理組合 令和5年の検討書」をみると、非常に細かな事項まで調査し、多くのタイプを比較検討している。多くの自治体では大型設備の採用時には専門家を交えて十分な時間をかけて検討委員会を開催し、住民が納得できる検討資料を作成し開示している。 ・ガス化熔融炉はダイオキシン類の発生量が非常に少なく、最終処分量の低減などの利点がある。当初の技術的問題はほぼ解決しており、最終処分場問題の観点から必須の方式である。多くの採用事例もある。費用の面でも近視眼的な判断は不当。ガス化熔融炉で発生した灰分はガラス状のスラグに熔融・固化でき、道路材料に利用できるが、ストーカ炉の灰は埋立するだけである。 ・30年間の稼働で発生する燃焼残渣は、資源として有用にも関わらず、埋立され、処分場の管理も長期間となる。	エネルギー回収施設(焼却施設)に「ストーカ炉」を選定した理由は下記のとおりです。 ・大栄環境グループにおいて、2023年に稼働した焼却施設にてストーカ炉を採用しており、安定した処理ができています。 ・一般廃棄物、産業廃棄物によって水分や可燃分の含有量の異なる様々な廃棄物を安定的に処理することが可能であること。 ・ごみ焼却において全国での実績も多く、技術的に成熟していること。 ・熱回収効率が高く、エネルギーの有効利用が図れること。 今回のエネルギー回収施設(焼却施設)は、国内で数多くの実績をもつプラントメーカーが整備しますので、当社は、当該施設の性能に全く問題はないと考えています。なお、本事業は、国等から補助金をいただくことは考えていません。 一方、ご意見にありますガス化改質炉ですが、アスベストなどの難分解性とされる有害化学物質を含む廃棄物の処理が可能であることや、処理工程から発生する副産物は回収され再資源化できることなど優位な点はあるものの、ストーカ炉と比べ、廃棄物処理量1t当たりのエネルギー使用量やCO2排出

意見の概要	事業者の見解
(3) 産廃で補助金もらうためなら、今ある設備で最高に機能の良いものを導入してほしい。 (4) 計画されているストーカ式焼却炉（220t/日×1炉）のダイオキシン濃度は、0.1ng-TEQ/Nm³以下であり、既存の和泉エネルギープラザで稼働しているガス化溶融炉（95t/日×1炉）の濃度0.01ng-TEQ/Nm³以下と比べて10倍も高くなっている。何ゆえにダイオキシン濃度が高くなる焼却炉に置き換えるのか。 (5) 計画している産廃焼却炉のダイオキシン濃度を極低濃度（岸貝クリーンセンターのダイオキシン濃度0.00015ng-TEQ/Nm³以下）にできる焼却炉への変更を求める。三菱重工ECの技術力であれば可能と思う。もしも残念ながら技術的に困難であれば、産廃焼却施設の設置は、市街地から100km以上離れた場所で排気筒の高さを100m以上にする。できなければ日本本土から離れた太平洋の無人島離れ小島に変更すべき。	量が多く、エネルギー使用面では劣る施設であると考えています。さらに事業採算性が非常に悪く、安定的に事業を維持していくことは困難であると判断しています。なお、ガス化改質炉については、全国で過去10年受注実績はなく、2025年3月時点では全国5か所となります（2024～2025年で2炉廃止されています）。 排ガス中のダイオキシン類濃度に関しては、健康保護と環境保全のため、国が規定した排出基準を遵守できる焼却炉を設計することを考えています。
5. 廃棄物の受入の際の目視確認に関すること (1) 許可品目以外が混入していないか、目視確認で出来るはずがない。 (2) 白蟻などの防虫駆除剤を使用している木材は目に見えない。目視で判断できるのか。 (3) 搬入された産廃の有害物質を目視確認では取り除けない。 (4) 焼却前に有害物質を目視で取り除くとあるが、人材・経費の問題で不可能である。 (5) 目視確認で、石綿含有産業廃棄物を除くことができるのか。水銀含有ばいじん等を除くことができるのか。 (6) PCB・水銀・アスベスト・PFOS・放射性廃棄物等の厳密な確認は目視では不可能ではないか。 (7) 安全にチェックできるのか。チェック体制の強化が必要。トラックに山積みされたごみの下の方にアスベストがついている木材や壁などが隠されたらどうにもならない。アスベストや化学物質を燃やされたら大変危険。 (8) 方法書では「産業廃棄物を現場で受け入れる際は、車両の荷台に積まれた廃棄物を確認し、許可品以外のものが混入していないかどうか、マニフェストに示された内容と相違が無い目視確認を行う」とあるが、極めてざさんな表現であり、具体性がないと考えられる。 (9) 石綿含有建築材料や吹付石綿等はどうやって見分けるのか。1台ごとにそれぞれ違うマニフェストに従い目視確認することは不可能である。 (10) ダンプの積荷をどうしてチェックできるのか。廃材に浸み込んだ薬品や有害物が目で見えるのか。 (11) この炉ではダイオキシンやPFASは処理できないと考えるので、ダイオキシンやPFASの目視確認する検査員が必要ではないか。 (12) 目視で産廃搬入の確認をするとはダイオキシン等は目で見えないものである。せめて臭い等化学的に検査できないものか。 (13) 紛れ込むアスベストや水銀等有害物質は一つ一つ確認できない。病院の建替え工事で水銀汚染があったり、岸和田のとんぼ池公園近くのごみ山問題でも地権者すら何か持ち込まれたのか知らない。	産業廃棄物の受入にあたっては、排出事業者との処理委託契約を行う前（商談時）に、排出しようとする産業廃棄物の現物を確認し、許可品目であるかどうか、処理が可能な物であるかどうかについて、計量証明書やWDS（廃棄物データシート）、SDS（安全データシート）等の排出事業者から提供される情報をあらかじめ確認します。その結果、当該廃棄物が許可された品目であり、処理することが可能であると判断した場合に、排出事業者との間で処理委託契約を締結します。反対に、当該廃棄物が受け入れを行わない品目（※）であることが判明すれば、契約は行いません（受け入れません）。 （※） 廃棄物処理法判定基準を超える有害物質、PCB廃棄物、廃石綿、石綿含有廃棄物、水銀含有ばいじん、放射性廃棄物等は受入れない計画です。 産業廃棄物を現場で受け入れる際は、車両の荷台に積まれた廃棄物を確認し、許可品目外のものが混入していないかどうか、マニフェスト（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうか、目視確認を行います。加えてリサイクル施設（破碎選別施設）においては、廃棄物搬入時の荷下ろしの際に展開検査を行い、許可品目外のものや契約外のものが無いか再度確認を行います。 ご意見にありますマニフェストの運用規定や罰則規定は、本方法書に示す事項ではないと考えますので、記載はしておりません。 【参考】産業廃棄物の排出者責任について 産業廃棄物の処理に関しては、排出事業者による責任があり、適正処理に関する義務を負います。本来、産業廃棄物は自らが適正に処理すべきところ、それが出来ない場合、許可を有する処理業者に処理を委託することができますが、排出事業者における処理責任は、その産業廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではありません。 また、処理を委託する場合、排出事業者は、その廃棄物の適正処理のために必要な事項（性状や荷姿等）に関する情報（WDS（廃棄物データシート））を提示することが重要事項とされています。処理業

意見の概要	事業者の見解
(14) 有害物質を含む廃棄物は受け入れないとしているが、産業廃棄物業界では規制逃れの行為が多く見られており、本事業での対応の考え方は極めて不十分である。アスベストなどは、レベル3のものは、他の産業廃棄物に混載して運搬が可能になっており、不正の搬入が多いのが現状である。こういう中で方法書P15に記載された方法では不法な搬入を防ぐことはできない。すべての搬入物をトラックごとに細かく科学的精密分析などを採用するなど、抜本的な選別方法とすべきである。しかし、選別の分析費用、選別の人員、時間的無駄など極端に膨大な対応が必要となり実現は無理となると思われる。 (15) 廃棄物の搬入車両は1日当たり最大で大型車27台、小型車21台となり、そのほとんどは産業廃棄物である。その1台ごとに違うマニフェストに従い目視確認するというが、マニフェストの運用規定や罰則規定もない方法書は如何なものか。	者への情報がなかった、あるいは不十分であったため、適正に処理が行われなかった場合は、排出事業者が廃棄物処理法の罰則の対象となる可能性がありますので、排出事業者はその責任を十分に理解しておく必要があります。
6. 廃棄物受入の際の確認体制について（確認時間や必要人数等）	
(1) 一つ一つ確認するにも時間が掛かり、搬入車両は長時間待っているのか。 (2) 目視確認を徹底するための必要人数、経験についてアセスメントのなかで行っておくべき。	産業廃棄物の受入の際の確認については、現場経験を積んだ人材を配置するなど体制を整備し、確認には長い時間がかからないよう努めます。
7. 許可品目外のものや契約外のものが発見された場合について	
(1) 許可品目外のものや契約外のものが発見された場合に、どのような方法で取り除くのか、その方法や手段が示されていない。 (2) 目視確認で除外した物質の処理方法が示されていない。	許可品目外のものや契約外のものが発見された場合は、速やかに排出事業者と連絡し、当該廃棄物の引取りを依頼いたします。
8. 事業系廃棄物の受入について	
(1) 一般廃棄物のうち「事業系廃棄物」に関しても、産廃並みの持込基準を適用することが必要である。	一般廃棄物については、忠岡町が規定する受入ルールに従って運用する計画としています。
9. 本事業計画地で産業廃棄物を受け入れる理由について	
(1) 産業廃棄物が発生した市町村、地域で処理できないものをなぜ忠岡町に設置する必要があるのか。他市町村で忌避されるがゆえに忠岡町に持ってくるのはそもそも間違いである。 (2) 産業廃棄物は発生した都道府県で廃棄処理するべきだ。 (3) 全国からの産業廃棄物を運んできて焼却する必要は全く無いのではないか。 (4) 廃棄物を集中一括して処理することは排出企業を免罪するもの。 (5) 自分たちの生活で出したごみを燃やすところまでは自分たちも責任があると考えたが、この計画はあちこちから産業廃棄物を持つてくるとのこと。その被害を私たちが被るのは納得できない。	「2-2-2 事業計画策定の経緯」に記載のとおり、忠岡町では、次期ごみ処理方式について「公民連携によるごみ処理手法」を優先事業方式として選定されており、その後の公募型プロポーザル方式により事業者選定が行われました。本公募の提案募集要項においては、事業を行う上で、一般廃棄物と産業廃棄物を一体的に処理する想定であることが記載されていました。 産業廃棄物をどこで処理するのかについては、発生した産業廃棄物の処理責任を負う排出事業者が決定します。廃棄物処理法上、排出事業者は、発生した廃棄物を自らが処理できない場合に、処理業者に委託します。その際、どの処理業者に委託するか（処理される場所も含めて）は、排出事業者自らの判断により決定します。 当社は、排出事業者から産業廃棄物の処理を委託された際は、環境保全上支障のないよう適正に処理いたします。
10. 産業廃棄物の品目ごとの搬入量について	
(1) 産業廃棄物が全国から集まるのに何がどれくらい搬入されるのか示されていない。	受け入れる産業廃棄物の種類ごとの処理量の目安は、準備書においてお示しいたします。
11. 他の処理方法の検討について	
(1) 埋立等の他の処理方法に変えるべきではないか。	本見解書 P4「6. 資源循環、脱炭素、CCU等に関するについて」の事業者見解の1行目～18行目「循環型社会形成推進法では、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」としています。～ 同じような形

意見の概要	事業者の見解
	で資源の循環利用を行う計画としています。」を参照ください。
12. 焼却残渣の処理方法について	
(1) 焼却灰・ばいじんの処分方法が示されていない。 (2) 毎日発生する土・灰等の残渣の処理方法が記載されていない。 (3) (仮称) 忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業の施設稼働(工事を含む)により発生する「廃棄物」に関して「破碎選別後の不燃物」「焼却灰及びばいじん」等の「廃棄物」に関してまとめた「処理法」が明示されていない。「大栄環境グループの施設にて適正に処分する」「最終処分場にて埋立処分を行うこととする」等分散して記載されているに過ぎず、「処理法」の全容が集約的に明示されていない。「廃棄物」の処理法は「方法書」に求められる最も重要な記載事項であり、この欠落は看過しえないものといえる。	焼却灰(燃え殻)、ばいじん及び破碎選別後の不燃物は、大栄環境グループの管理型最終処分場にて埋立処分を行う計画です。焼却灰等処理残さの処理方法については、方法書 P15 図2-2 にお示ししております。 工事に伴い発生する廃棄物の処理に関しては、工事施工業者(元請)が排出事業者となり、当該廃棄物の処理責任があります。当社としては、工事施工業者に対して廃棄物処理法の規定に従い、適正な処理・処分を行うよう指導を徹底いたします。
13. リサイクルするものの一時保管について	
(1) リサイクルするものの一時保管をする広い空間は長期間確保できるのか。	リサイクル施設での処理前の廃棄物については、施設内に十分な保管スペースを設けます。リサイクル施設にて分別回収した資源物については、屋内外に設けた専用ヤードもしくは容器に保管し、一定量まで貯留した後に搬出する計画です。
14. リサイクルに回す災害ゴミ等の扱いについて	
(1) リサイクルに回す災害ゴミやがれき類の扱いが明示されていない。	災害廃棄物及びがれき類のうち、再生利用できるものは分別回収してリサイクルに回し、それ以外の廃棄物は、適正に処理する計画です。
15. 一般廃棄物と産業廃棄物の混焼について	
(1) 「方法書」には、「一般廃棄物と産業廃棄物の両方を適正に処理し…」とある。自治体が処理の責任を持つ一般廃棄物と、排出事業者が自らの責任で処理することが義務付けられている産業廃棄物の混焼が「適正に処理」されることの確たる保証はどこにも記載されていない。 (2) 家庭ごみ、産業ごみ、医療系ごみなど混ぜて同一炉で燃やすと環境管理ができないのではないかと。	忠岡町とは施設の稼働状況について情報共有できる体制を構築する予定です。例えば、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理量実績や施設稼働における排ガス等のモニタリング結果については、忠岡町へ定期的に報告を行い、忠岡町がその内容を確認できるようにいたします。 さらに、廃棄物処理施設の設置許可権者である大阪府により定期的に立入検査も実施されますので、廃棄物の適正処理については、十分な監視体制が施されます。
(3) 町役場の説明では一般廃棄物と性状を同じくするものしか焼却しないとあったが、方法書ではそのような記載がない。	本事業のエネルギー回収施設(焼却炉)は、一般廃棄物と産業廃棄物の混焼を前提として設計されますので、同一炉で混焼しても排ガス値等を含め施設の環境管理は十分できると考えています。 また、本事業で受け入れる産業廃棄物は、一般廃棄物と性状を同じくするものを想定しています。詳細は忠岡町と協議の上で決定いたします。
16. 危険物の保管方法について	
(1) 危険物の保管方法について、地上か地下かが定まっていないことに不安を感じる。	廃棄物については、性状に応じて適切に保管する計画です。詳細は準備書においてお示しいたします。また、消防法上の危険物については、同法の規定に則り、対応いたします。
17. 車両の走行ルートについて	
(1) 搬入車両がさつき通りを通らない保障がない。湾岸線・臨海線での交通事故・工事等での渋滞時にも他を通らないのか。 (2) 産業廃棄物1日最大大型車27台が町民の道幅が狭い生活道路を通行する危険性を危惧する。 (3) 生活道路を通行しないとしているが、ルートや時間帯等を具体的に明示すべき。	産業廃棄物運搬車両は幹線道路を使用し、生活道路は通行しない計画です。ただし、生活道路を通らなければならない場所に産業廃棄物の排出現場がある場合は、その限りでは無い旨ご理解いただきまようお願いいたします。 具体の走行ルート、時間帯については、方法書 P22, 23にお示ししております。

意見の概要	事業者の見解
(4)他所からゴミを運んでくるトラックが狭い忠岡町を走るなんてとんでもない。	
18. 車両の走行による環境影響について	
(1)搬入車両の走行による環境悪化がどのように起こるのかを評価すべき。	廃棄物運搬車両等による環境影響については、主要な走行ルートとなる府道29号（大阪臨海線）の沿道付近で、住居があり車両による影響が最も大きくなると想定される場所で現地調査を行い、それをもとに環境影響予測・評価を行います。詳細は準備書においてお示しします。
(2)産廃を積んだトラックは岸和田市松風町の住宅地近くの道路を通ることになり、排ガスの心配がある。	
(3)運行予定の大型車両はどの程度低公害車を使用するのか。その部分をアセスに記載が必要ではないか。	
19. 車両の交通への影響について	
(1)廃棄物搬入車両は1日当たり最大で大型車27台、小型車21台となり、交通にも害が及ぶと懸念される。	事業計画地周辺道路の交通量は、方法書 P35「表4-1-4 事業計画地周辺の主要な道路の交通量」に記載の通りであり、阪神高速湾岸線の新浜1丁目での平日12時間交通量は「45,231台」、府道29号線（大阪臨海線）の岸和田市新港町～岸和田市木材町での平日12時間交通量は「25,199台」です。 本事業で走行する廃棄物運搬車両等は、阪神高速湾岸線を走行する計画の大型車で「70台（往復）」、府道29号線（大阪臨海線）を走行する計画の小型車で「102台（往復・一般廃棄物運搬車両を除く）」ですので、廃棄物運搬車両等の通行が周辺道路の交通量に与える影響は極めて軽微であると考えています。 なお、廃棄物運搬車両等の安全、環境配慮の観点で、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止について、車両の運転手に対して周知徹底を図ります。
(2)今でも放置された大型車が交通の妨げになっている。多くの車両の通行は危険を伴う。	
(3)産廃の全国からの輸送で渋滞もあり環境悪化になる。事故もありうる。	
20. 環境保全対策に関することについて	
(1)方法書では環境保全対策が不十分である。	環境保全対策の内容については、いただいたご意見を参考に、準備書において改めてお示しいたします。 また、準備書では、環境への影響予測・評価を行い、その結果をお示しいたします。
(2)「環境への影響を最小限に留める」という大阪府の方針から見て方法書に問題がある。	
(3)ゴミ処理できる方法を地域の環境保全を最優先に考えて進めてもらいたい。	
(4)施設の稼働や廃棄物の不適切な処理による土壌、水質、大気汚染への懸念。	
(5)「大阪府循環型社会推進計画の概要」の②産業廃棄物適正処理の徹底に則り、環境保全をお願いする。	
(6)流れ出た廃棄物の化学物質の処理まで検討されているか心配。	
(7)P27 騒音振動対策・・・騒音発生の抑制に「努める」ではなく「する」のではないかと。 7行目 不必要なアイドリングの禁止について周知徹底を「図る」はあいまいな表現。 11行目 アイドリングを禁止するで良いのでは。	「努める」「検討する」等の表現について、方法書の時点では、確定していないことが多いため、このような表現となっています。今後提出する準備書では、確定したものについての表現は明確になると考えています。
(8)P28 危険物対策・・・流出防止を計画し、安全性の確保に努める。 → 計画ではなく防止し、努めるではなく確保するでは。	

意見の概要	事業者の見解
(9)P28 地球温暖化対策・・・地元地域で有効利用することを検討している。→ 余剰電力はいくらで、有効利用とは何をするのか。高効率な発電の維持に「努める」 → あいまい。可能な限り低公害車の導入に「努める」 → あいまい。 (10)P28 工事の実施・・・環境への影響を極力低減する「方針」 → 実行するとしてもらいたい。大気汚染防止対策 飛散防止に「努める」 → あいまい。工事業者に「指導する」 → 「徹底する」では。 (11)P29 騒音振動・・・建設機械の使用に「努める」 → あいまい。具体的に教えてもらいたい。工事車両は生活道路の通行しない「計画」 → 徹底では。廃棄物発生土対策・・・分別、再利用、再資源化に努める → あいまい。地球温暖化・・・車両数を削減するよう「努める」 → あいまい。 (12)全体として環境保全に対して記述が不十分である。住居近くに施設を建設しようとする上での配慮が欠落している。 (13)P30 解体工事中・・・ダイオキシン類による汚染状況事前評価を行い、適正な管理区域等を決定する → 事前調査はどのようにするのか。 (14)方法書では「可能な限り省エネルギー型機器の採用を検討する」等、具体的に言及せず「可能な限り」とか「検討する」等の文言が多い、世間一般では「やらない」という意味である。環境保全の審議に値しない。	
(15)ダイオキシン類に汚染された空気、粉じん等の排出基準は。ダイオキシン類に汚染された排水はどのような処理。付着物除去作業及び解体作業によって生じた汚染物の飛散防止置、適正に処分とはどのように行うのか。解体工事前後の環境調査は誰がどのように行うのか、確認は誰が行うのか、忠岡町の関与は。解体前のアスベスト調査は、誰がどのように行うのか、適正に処分とはどのように行うのか、忠岡町の関与は。	旧クリーンセンターの解体工事におけるダイオキシン類対策は、「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル（平成30年8月、社団法人日本保安用品協会）」や「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について（平成13年4月、環廃対183号）」等に従い、適正に対策を行います。具体的対策（大気中への排出、排水処理、飛散防止措置、事前調査、汚染物の処理等）については、準備書においてお示しいたします。同様に、アスベスト対策についても、大気汚染防止法をはじめとする関係法令等を遵守し、適切に対策を行います。具体的対策（事前調査、汚染物の処理等）については、準備書においてお示しいたします。
(16)岸貝クリーンセンターの約250倍のダイオキシン排出量となる計算がされている、ばいじんが10倍、最大濃度の、物質により異なるが7倍から900倍となると予想、旧忠岡クリーンセンターの約13倍の排出量となり現状より悪化することが予想される。「評価は、原則として、①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮されていること」（大阪府技術指針P7）とされていることから大問題だ。水銀のバグフィルター吸着率について、活性炭が水銀の除去に効果的であることが示されているが、水銀の除去率は30%から87%の範囲で変動し、洗浄液に移行する水銀の割合は約70%とされている。そのため、現状より大気への影響が大きくなることが考えられる。汚染影響ゼロ、濃度でいえば、現在の忠岡町の大気濃度以下にするというのが迫及されるべきです。ダイオキシンの年1回、水銀の年3回程度の測定では少なすぎる。大幅に増やすべき。	方法書に記載の排ガス濃度は、大気汚染防止法及びダイオキシン類特別措置法による規制基準（排出基準）の濃度です。今後、詳細設計を行っていかなくで、改めて準備書において環境アセスメントを行うための排ガス濃度の諸元値（設計値）をお示しいたします。 なお、実際に施設が稼働する際には、環境アセスメントで示した排ガス濃度の諸元値（設計値）を確実に下回るよう運転管理を行います。 本事業においては、環境への影響を最小限にとどめるよう（影響を極力低減するよう）、環境保全対策を実施する考えです。 施設稼働後の排ガスの測定頻度については、準備書の記載事項の一つである「事後調査の方針」でお示しさせていただき、大阪府環境影響評価審査会を通じて審査していただくことになります。

意見の概要	事業者の見解
(17) 居住地まで900mしか離れていない。低周波音をどれだけ抑えるのか、その影響はどれだけのものか、どのような機器を採用するのかは不明、「共振防止」についても「留意する」としかしていない。杜撰な計画。	低周波音については、準備書において環境影響を予測し、その結果をお示しいたします。なお、どのような機器を採用するか等は、今後設計を進めていくなかで、準備書の段階でお示しできるものは明記する考えです。
(18) 大気の浄化設備を設置し管理してほしい。 (19) 有害物質の発生を最小限にする対策を。 (20) 重金属対策は。	大気環境中へ影響を最小限にとどめるよう（影響を極力低減するよう）、環境保全対策を実施する考えです。なお、焼却後のばいじんや焼却灰に含まれている重金属類は、溶出しにくいようキレート処理し、大栄環境グループの最終処分場において埋立処分を行う計画です。
(21) フッ素酸化物（誤表記？）の除去に関しては、環境アセスに触れていないとはいえ、不安を払拭すべき。	PFASについては、現時点では焼却施設の排ガスに関して法令等による規制はなく、国において知見の集積に努めているという状況にあります。今後、国の動向や専門機関等の最新の検討状況等に注視しつつ、継続して情報を収集し、基準や指針等が設定された場合には適切に対応いたします。 ただし、本事業においては、明らかにPFOS及びPFOAを含有することが判明している廃棄物（泡消火薬剤等）やその恐れのある廃棄物（活性炭等）は受け入れません。その他、排出事業者との処理契約を行う前に、廃棄物の性状等のデータでPFOS及びPFOAが含有されていることが確認できる廃棄物は受け入れません。
(22) 排ガスが基準値を超えた場合、即時操業停止ができる関連設備が必要。	排ガスが基準値を超えた場合は、ただちに運転を停止し、原因を究明するとともに、再発防止のための対策を講じます。
III. 環境影響評価に関することについて	
1. 環境影響評価を実施する地域、範囲について	
(1) 環境アセスメント範囲が半径3kmは狭すぎる。せめて6km～10kmは調査してほしい。忠岡町だけでなく、環境影響という意味では和泉市、泉大津市、岸和田市も含めないといけないのではないか。 (2) 方法書32ページの図3-1 (2) によれば、事業計画値から半径約3kmとしているが、最低でも6kmと広げるべきだと考える。3kmの科学的根拠を説明してほしい。 (3) P40 3km以内に学校施設が9件、6km以内に学校施設が10件あります。環境影響調査を6km行ってください。 (4) 忠岡町は東西方向に4km以上あるが、3kmの範囲にすると町役場から高月南までの範囲が「評価」されないことになる。ここを除外するのは納得できない。また、和泉市が全然入っていないのはおかしいと思う。和泉エネルギープラザ整備事業の「環境評価」の範囲は事業地から5kmを採用したと思う。これを考えると、「評価」の範囲は5km以上とすべき。 (5) 空気は動くものなので、ギリギリの距離での計測では正しい数値と言えないと思う。もう少し範囲を広げなければならないと思う。 (6) 排ガスが3kmしか飛ばないとするのは、毎日ここで生活するものとしては納得できない。最低でも忠岡町全域が入り、近隣の市が含まれる半径6kmはアセスメントの範囲に含めるべき。 (7) 3km範囲は風向きや強さでいくらでも変わる。 (8) 調査距離は忠岡町全地域を対象とすべき。 (9) 評価範囲は泉州全域に拡張すべき。	本事業での環境影響評価の範囲は、環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」を参考に、ここでは影響が広範囲に及ぶことが想定される排気筒からの排ガスによる影響をもとに設定しています。なお、同指針では、排ガスによる影響の調査対象地域の設定にあたって、ブルーム式等の大気拡散式から推定される最大着地濃度出現距離を考慮し、地域の気象特性等も勘案するよう記載されており、一例として、最大着地濃度出現距離の概ね2倍を見込んだ範囲を設定する方法が記載されています。 【範囲設定の具体的方法について】 方法書の段階では、詳細な現地調査が完了していないため、既存の資料を基に概略による影響予測を計算しました（仮計算）。影響が及ぶ範囲や最も影響の程度が大きい地点等を把握した上で、環境影響評価の実施地域を選定しました。 【算出方法】 環境影響評価において広く用いられている手法（窒素酸化物総量規制マニュアルに記載のシミュレーションモデル（拡散式はブルーム・パフ式））による数値計算としました。 手順として、大阪管区気象台の令和6年度の日射量・雲量データ及び大気汚染常時監視測定局である泉大津市役所局と岸和田中央公園局の令和6年度の風向・風速データを用いて周辺地域に拡散した排ガスがどの程度の濃度になるかシミュレーション計算を行い、事業計画地を中心に10km×10kmの範囲での排ガスの濃度を求めました。

意見の概要	事業者の見解
(10) 大栄環境が和泉市内で行ってきた埋設処分事業に由来する環境汚染に関して、その予兆ともいえる観測値の報告(方法書1 24頁記載の図中番号①大津川橋での測定値もその1例といえる。大津川上流には大栄環境の平井処分場がある)、あるいは植物の生態異常を危惧する住民の声も出ている。「環境への負荷の軽減」の論理からすれば、処分場は最近接の和泉市内の既設処分場およびその周辺地域が最有力候補地となるが、「方法書」では明記されていない。(仮称) 忠岡地域エネルギーセンター等整備運営事業の実施にあたって、不可欠の重要因子である処分場に関する記載の欠落は「方法書」の重大な問題点といえる。 したがって、環境影響評価の範囲を3キロ圏内に限定していること自体が、「方法書」としての基準からの重大な逸脱ということになる。環境影響評価の範囲を和泉市の平井処分場及び大津川水系の横尾川・松尾川流域を含めた区域にまで広げた「方法書」として再提出されるべきである。この件に関して、大栄環境株式会社和泉エネルギープラザ整備事業も処分場に関する類似した問題点を内包していたことを指摘しておく。	その結果、濃度が高くなる場所は事業計画地の東方向約1.1～1.3kmの地点であったので、前述した指針に沿ってその地点から2倍の距離の範囲とするところ、安全側で考え、さらに広い範囲の半径3kmの範囲とすることにしました。 この設定により、環境アセスメントの対象となる市町は、忠岡町、泉大津市及び岸和田市となりました。
2. 地域の概況（既存資料調査）に関することについて	
(1)P81 石綿飛散防止 事前調査書面、作業完了報告書、測定結果の記録の保存、3年間は短すぎる。永久保存ではないのか。	石綿飛散防止規制における各書面の保存年数については、大気汚染防止法や大阪府生活環境の保全に関する条例により定められているものですので、当社でお答えすることはできません。
(2)P101 大阪府災害廃棄物処理計画 大阪府で想定されている大規模地震等に対する具体的な対処方法を示してもらいたい。	大阪府災害廃棄物処理計画は、大阪府が作成されたものです。本計画を見ますと、府で想定されている大規模地震に対する具体的な方法については、本計画のP14～21に災害応急対応が、P22～30に復旧復興対応がそれぞれ記載されていますので、ご参照ください。
(3)P104 大気環境について測定地点が4点のみとなっている理由を示してください。忠岡全体を行ってください。	ご意見にあります測定地点については、大阪府及び岸和田市が実施している大気環境測定の地点及び項目を示したものです。測定地点の考え方については行政の所掌であり、当社でお答えすることはできません。
(4) 岸和田中央公園におけるダイオキシン類の調査を令和元年だけでなく、測定を継続するべきである。	岸和田中央公園におけるダイオキシン類の調査、測定については、行政の所掌であり、当社でお答えすることはできません。
(5)P150 ①～⑦の公園を各地20～30分の調査、わずか1日の調査で利用状況は分からない。 新浜地先公園は現在使用していません。新浜公園は現在利用していません。新浜緑地は一般貸出をして使っています。新浜緑地は緑豊かな海に面した広い地域で、きれいな環境をこわさないでください。	方法書P150の記載内容は、事業計画地周辺の「人と自然との触れ合いの活動の場」の状況を広く文献で確認した上で現地の状況を簡易な踏査により把握したものです。詳細調査については、方法書P174に示すように秋季の平日及び休日において、施設の開門時間と廃棄物運搬車両等の走行時間帯を基に行います。 なお、事業地周辺への環境影響については、今後、準備書において環境影響を予測し、その結果をお示しいたします。
3. 環境影響評価項目に関することについて	
(1) 環境影響評価項目で評価しないと記載しているもので、下記は採用すべき。 - ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについて、中間施設、焼却施設の入口周辺で大量に発生するはずである。 - 硫黄、ベンゼンは車両の燃料に含まれる物質だが少量であり全国的に環境基準を達成しているとしても、産廃処理場で中身が種々の混合物であり燃焼施設である。 - 光化学オキシダントは硫黄、ベンゼンと同じ理由で排除は不当。 - PM2.5は理由が10数年以上前と同じで最近までの研究調査結果は多数出ており、できる限り予測評価すべき。	ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、排ガス中にほとんど含まれないと考えていますので、大気汚染物質の評価項目に加えていません。また、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンを大量に含むような廃棄物は受け入れません。 硫黄分が含まれる廃棄物は、焼却により硫酸酸化物となります。排ガスに含まれる硫酸酸化物については排ガス中での周辺環境での濃度予測を行います。

意見の概要	事業者の見解
	光化学オキシダントは、揮発性有機化合物（VOC）と窒素酸化等が光化学反応を起こして二次的に生成される物質であり、本事業によって直接排出されるものではありませんので、評価項目に加えていません。なお、VOCは炉内の燃焼過程で分解されるため発生は少なく、一方、排ガス中に含まれる窒素酸化物については、排ガス中での周辺環境での濃度予測を行います。
(2) 大気質評価項目に微粒子状物質PM2.5を加えるべき。	PM2.5は下記の理由で予測評価は行わない考えです。 ①PM2.5の生成メカニズムが複雑 PM2.5は、単に排出される一次粒子だけでなく、大気中で化学反応を経て生成される二次粒子が多く含まれます。これらは、NOxやSOx、揮発性有機化合物（VOC）などが反応して生成されるため、発生源の特定や寄与の定量化が非常に困難です。 ②広域・越境汚染の影響が大きい PM2.5は、国内の発生源だけでなく、東アジアなどの近隣諸国からの越境汚染の影響も受けます。そのため、個別事業の環境影響評価で、PM2.5の濃度変化を正確に予測するのは困難です。 ③予測手法の精度が不十分 環境省はPM2.5の予測モデルの構築に取り組んでいますが、現時点では都市スケールでの定量的な予測は難しいとされています。そのため、環境アセスメントでの活用には限界があります。
(3) PFAS類は新たに判明した有毒な物質であり、これらについても評価と対策が必要。 (4) PFAS類の評価と対策が必要。政府の規制を待つことなく、独自の考えで評価し、汚染を拡散させないことを基本にすべき。	本事業の環境影響評価については、大阪府技術指針に従って評価を行います。有機フッ素化合物（PFAS）は、同指針の評価項目にはありませんので、環境影響評価は行いません。 なお、PFASについては、現時点では焼却施設の排ガスに関して法令等による規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、今後、国の動向や、専門機関等の最新の検討状況等に注視しつつ、継続して情報を収集し、基準や指針等が設定された場合には適切に対応いたします。
(5) 環境基準が設定されていない排ガスは多数あり、これらについても発生量自体を低減することを評価の基本にすべき。	環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮いたします。
(6) 排出ガス中の調査対象物質にアスベスト・PFOS類・放射性物質が入っていないのは、まだ、大気中基準ができていないからと考える。現実には有毒性が明らかになり、欧米では厳しい対策がとられている。できないなら、現状の10倍という大型炉等作らず、広域化して「廃棄物発生抑制・削減」等住民参加型の資源循環本来のSDGsに徹するべきだ。	廃石綿、石綿含有廃棄物、明らかにPFOSやPFOAを含有することが判明している廃棄物、放射性廃棄物は、本事業では扱わない計画ですので、本事業の環境影響評価の調査対象物質には入れておりません。
4. 現況調査に関することについて	
(1) 調査地点に和泉市の河川がない。将来的にみると和泉市と忠岡町で合計440t/日の処理になると、必然的に2つの焼却炉の影響を複合的に考えるべき。和泉市においてこれら2つの河川が合流する山側で調査地点が必要と思う。	本事業のエネルギー回収施設（焼却施設）は、海城等の公共用水域への排水がないクローズドシステムを採用します。したがって、河川への影響はないものと考えており、調査は不要と考えています。
(2) 大気質の現地調査を合計5カ所しか予定していない。正確な評価を行うためには、もっと多く観測が必要だと考える。	大気質の現地調査を実施する箇所は、忠岡町、泉大津市及び岸和田市のうち、その地域の一般大気質を代表する地点として行政により設定されている大気汚染常時監視測定局の泉大津市役所局及び岸和田中央公園局に加えて、上記の計算結果より影響が高くなると算出されている地点付近を含む3カ所の計5カ所を測定地点に設定しています。 これにより、事業計画地周辺の一般大気の状態を詳しく把握できるものと考えています。

意見の概要	事業者の見解
5. 環境影響評価に関することについて	
(1) 排ガス、燃え殻、ばいじんだけでなく、臭い、騒音等あらゆる方面にもっと考え直さなければならないと思う。 (2) 収集運搬時の道路公害（騒音、振動、大気汚染）。 (3) 計画されている超大型炉（220t/日×1炉）と旧来の忠岡町クリーンの小型炉（800℃、約30t/日×1炉）について、ダイオキシン濃度と1日の排出量を科学計算式により明示してもらいたい。 (5) 現在忠岡ではプラスチックペットボトルと一般ごみを別々に出している。廃プラを焼却しようとしているが、排ガスに影響はないか。 (6) 一般廃棄物20t/日に対してそれ以外は産業廃棄物であり、大量のダイオキシン等の有害物質を発生することが予想される。 (7) 予想排出量等示されるべきものが示されていないため、大変不安。 (8) 建設した後で実態を把握するでは遅すぎる。 (9) 予想される排出物の量的提示や影響予測計算が示されていない。	エネルギー回収施設（焼却施設）から大気中に排出される排ガスによる環境影響、運搬車両の走行ルートでの環境影響を含め、方法書に記載している環境影響評価項目の全てについて環境影響を予測し、その結果を準備書においてお示しいたします。
(10) 煙突からの排ガスは常時降り注がれるので、エリア内の土壌などは日々汚染されるのでは。	本事業で計画しているエネルギー回収施設（焼却施設）の排ガスは、大気汚染防止法等による排出基準を満足するものであり、排ガスによって事業計画地及びその周辺の土壌が、環境基準に適合しない土壌となることはないと考えています。
(11) 規制基準があるからと言って、事業者が汚染物質を最大値まで排出する「権利」が認められているわけではない。汚染影響ゼロ、濃度でいえば、現在の忠岡町の大気濃度以下にするというのが迫られるべきです。現在の忠岡町より高い汚染物を含む排ガスを放出すれば大なり小なり大気濃度は上昇する。それがどのように拡散するかを予測し、上昇の程度が小さければ、つまり環境基準を超えなければ問題ないというのが現在のアセス方法ですが、汚染が現在より増えることは確かです。現在より大気が悪化しないように措置を講じるべきだし、できれば事業計画を中止すべきだ。 (12) 忠岡町の環境を今より悪化することが予想される。悪化させてはいけない。	大阪府技術指針では、環境影響評価を行う上での評価の指針の一つに「環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮されていること」と記載されています。よって、本事業を行う上で、環境への影響を最小限にとどめるよう（影響を極力低減するよう）、環境保全対策を実施する考えです。
(13) 二酸化窒素ガスではWHOの2021年改訂版の目標値「日平均値年間上位99%値12ppb」を目安にすべき。他のPM2.5などもWHOのレベルで評価すべき。現在の我が国の基準0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であることは大幅に汚染したレベルのままである。他の項目も同じ状況。	大阪府技術指針では、環境影響評価を行う上での評価の指針の一つに「環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。」と記載されていますので、WHOの基準での評価は行いません。
(14) P184の「評価の指針」で地球温暖化対策について、忠岡町、泉大津市、岸和田市、和泉市など各自自治体の計画・目標について無視している。 - 大阪府においても地球温暖化対策は喫緊の課題であり、すぐにも削減方向にすべきところであるが、P116の図にある通り、なかなか削減が進んでいない状況のところ、本事業の施設は新規の施設である。当該事業関係者のなかで、例えば大栄環境において、他の場所で相当の焼却施設の廃棄があるなどとはどこにも記載されていない。 - 新規施設をつくるならCCUなどの施設を急ぎで設置しCO2を低減すべきだが、技術的、コスト的にも実施不可である。	環境影響評価項目の「地球環境」の「評価の指針」については見直し、準備書においてお示しいたします。

意見の概要	事業者の見解
6. 陸域生態系や海域生態系への環境配慮や影響に関することについて	
(1) 事業計画地は、大阪湾内に埋め立てられた土地であり、すぐ横は大阪湾であることから大阪湾に対する環境配慮が求められる。 (2) 事業計画地は新居浜緑地運動広場に隣接しており、また、大阪湾における有数の釣り場にも隣接していることから「環境配慮事項」から排除し環境影響評価を行わないのは根拠がない。 (3) 周辺地域の動植物の生育・生息環境に影響を与えることがないことの根拠が示されていない。 (4) 仮に3km以内の調査とするのであれば、施設北側の海の調査もすべき。藻場や魚等生態系の調査も必要。 (5) 大阪湾全域は漁場として利用している。生態系への影響の回避、低減に努めてほしい。 (6) 空、海、土地を汚す。魚、農作物、花はどうなりますか。	事業計画地は、これまで忠岡町クリーンセンターとして利用されてきました。本事業の実施によって、自然植生を伐採したり、干潟が減少するなど動植物の生息・生育環境に影響するような行為はない計画としています。また、良好な緑地や水辺等の減少もない計画としています。 さらに、本事業のエネルギー回収施設（焼却施設）は、海域等の公共用水域への排水がないクローズドシステムを採用します。プラントで発生した汚水は、炉内で噴霧させることで（方法書 P19 図2-5 給排水フロー図参照）、排水はなく海域や魚等の生態系への影響はないと考えています。
7. 災害対策等に関することについて	
(1) 「想定浸水なし」としているが、南海トラフ地震時には臨界部での浸水や停電が予想される。非常電源や廃棄物流出策を明示した上で再検討が必要。 (2) 「環境配慮の選定」で、地震による津波、地盤沈下、洪水・内水氾濫、台風による高潮等が「環境配慮事項」から除かれており、水圏とりわけ海洋の汚染についても述べられていない。また、基本設計図等の必要な資料が提示されていないものであり、「方法書」として体をなしていない。 (3) 河川氾濫による浸水被害を想定していないが、洪水・内水氾濫の危険性は無視できないのではないかと。大津川は府下最大の2級河川であり、本件の立地が河口に近い。全国的に近年の降雨量は100年に一度の雨量水準はおろか、1000年に一度といわれる「想定最大規模降雨」も多発している。 (4) 環境配慮事項で、洪水、内水氾濫について近年発生すると予想されている東南海地震、津波、線状洪水帯発生で大雨等による集中豪雨の被害が出ている昨今、河川氾濫による浸水被害を想定しなくて良いのか。 (5) 線状降水帯等の発生で想定外の集中豪雨被害の出ている昨今、環境配慮事項から除外する根拠がない。 (6) 予定地に何も問題がないと書いてあるが、津波、高潮の危険性があるのではないかと。 (7) 南海トラフを想定しないと意味がない。 (8) 南海トラフ地震における忠岡町大津川河口では3.9mの最大津波水位が予想されているがそのことに対して配慮する必要がある。 (9) 南海トラフ地震、津波想定、洪水氾濫、高潮などの被害想定は。 (10) 地震、津波の大きな災害への備えは万全か。 (11) 津波にきた時にどのように対応するのか。 (12) 南海トラフ地震は30年以内に必ず起こると言われている中で、高潮等に対応できるのか。数年前に関西空港が水没して孤立したように問題ないか検証しているのか。	方法書 P10の環境配慮事項の選定において、洪水・内水氾濫を選定していないのは、大阪府及び忠岡町のホームページに掲載のハザードマップを確認すると、本事業計画地では、想定災害規模 降雨に伴う洪水による河川氾濫での浸水被害、及び忠岡町で観測した既往最大降雨により内水氾濫した場合の浸水被害の区域として想定されていないからという理由になります。 ただし、河川、内水が原因でなくても、高潮、高波、津波が原因による浸水リスクは承知していますので、その対策を下記にお示しいたします。 浸水対策については、優先的に電気系統を守る必要があることから、電気設備の大部分は建屋の2階以上での設置を考えています。1階部分は浸水の可能性があることから、浸水前に建屋の開放部をシャッター等で閉じるとともに、シャッター前に土嚢を敷き詰める等の浸水対策を行うことを考えています。

意見の概要	事業者の見解
(13) 大潮と台風が重なったときの想定が必要。敷地内に保管しているものが流出して環境汚染される可能性を想定して対策を考える必要がある。	
(14) 南海トラフ地震を想定した場合の地震に起因する化学物質の漏洩による環境リスクを予測し影響評価を行うべきである。	建築設計においては杭基礎をベースとした耐震設計とすることで、地震の揺れに対応します。そのため、地震によって建物等が傾いたり、設備が破損したりすることで廃棄物や化学物質が漏洩することは想定していません。なお、緊急地震情報を受信した際は、堆積廃棄物の流出防止のため、通常時開放している建屋のシャッターを閉めます。
(15) 南海トラフ地震が予想される中、産廃施設の建設には調査を丁寧にし、近隣の意見を尊重することは必須。	
(16) 地震で壊れた建物からや洪水で溢れ出たゴミや化学物質の処理まで検討されているか心配。	
(17) 南海トラフ地震における大津川河口では3.9mの最大津波水位が想定される。室戸台風級の場合、5～10mの浸水が想定される。洪水、地震、高潮等の災害が起こる可能性は無視できない。その時処理途中の排ガスや燃え殻、ばいじんの流出によって起こる環境の変化が心配である。	
(18) 災害時の想定が甘い。原発事故の時のような想定外は許されない。	
(19) 220t/日の処理能力なので、現在忠岡町が運営中の30t/日の7.3倍の炉ができますが、今の炉よりかなりの自重の施設になり、設置場所は埋立地なので、年月が経つと地表が沈んでいくのではと心配。建物が傾くこともあると思う。	液状化対策及び地盤沈下対策については、今後実施する地質調査の結果をもとに、液状化する可能性のある範囲が確認された場合は、当該範囲の地盤改良について検討します。 なお、建築物を耐震設計とすることで杭基礎がベースにあることから、液状化によって建物自体が傾くことは想定していません。また、地盤沈下によっても建物が傾くことは想定していません。 道路が液状化した場合での、災害廃棄物を受け入れるための道路の整備については、道路管理者の所掌であり、当社からお答えすることはできません。
(20) 躯体が大きく埋立地故の地盤沈下の可能性は無視できない。	
(21) 災害廃棄物処理を早期に復旧復興とあるが、南海トラフによる大地震が予想されるなか、施設の地震対策も必要だが、災害廃棄物を受入れるための周辺道路の整備も必要。周辺道路は、地震の際、液状化のリスクが高く、早期に災害廃棄物を受入れられる体制が整備されるか疑問。大阪府、忠岡町の道路整備の計画はどのようなになっているのか。	
(22) 南海トラフのことを考えると、その対策は必至と思います。焼却施設のすぐ北側は大津川の河口に面しています。堤防のかさ上げがひつようと思います。	大津川河口の堤防の嵩上げのご要望については、港湾管理者等の所掌であり、当社からお答えすることはできません。
(23) パイプ類が直接海風や台風襲来時の大波に晒され、海水が直接パイプを洗う事態が格段に増えることになり、いわゆる塩害を被ることになる。方法書にはその対策が記載されていません。	建屋で囲まれていない部分のプラントの塩害対策については、本事業でプラントを建設する予定のプラントメーカーが、これまでに塩害対策を行ってきた実績があることから、適切に対応できると考えています。
(24) 焼却ヤードを建物の中に入れるといった対策は考えないのか。	
(25) 地震や大雨、津波や高潮等の想定が低いために、施設が被害を受け、災害廃棄物の処理が不可能にならないか。	地震や浸水等で施設が被害を受けた場合の災害廃棄物の処理については、前述したとおり、耐震設計や浸水対策により、被害は最小限に留められると考えていますので、早急に復旧を行い、災害廃棄物の処理を優先して実施したいと考えています。万が一当該施設が使えない場合は、関係自治体と協議の上、大栄環境グループの他の施設において処理することを想定しています。
IV. その他	
1. 基準に関することについて	
(1) 「基準」のない有害物質、新しい物質等の基準がない。	基準が設定されていない有害物質等については、国の動向や、専門機関等の最新の検討状況等に注視しつつ、継続して情報を収集いたします。今後、基準や指針等が設定された場合には適切に対応いたします。
(2) 日本の基準は諸外国の基準より低い数値である以上、国の基準さえ守れば良いという安易な考えでは困る。	
(3) 有害物質に厳しい基準を設けてほしい。	
(4) 今ある基準を守っても新たな物質によって健康被害が出ないとは言いきれない。	

意見の概要	事業者の見解
(5) ダイオキシン類などの有害物質については、法令の基準以下であれば良いという考えではなく、現状値よりも悪化させないとするべき。 ・現状汚染されている地域ではそれを悪化することのないように削減対策のため事前に環境影響評価を行うのである。しかし本事業では、現状よりはるかに汚染させる「規制値」のレベルまで汚染させるという考えになっている。	当社は第一に国や自治体において規定されている基準を遵守し、本事業を進めてまいります。 また本事業は、大阪府技術指針に沿って環境影響評価を行っています。ダイオキシン類などの有害物質について環境中の濃度の現状を把握した上で、本事業による環境への影響を最小限にとどめるよう（影響を極力低減するよう）、環境保全対策を実施する考えです。
2. 風評被害に関することについて	
(1) 大阪湾の漁獲量は瀬戸内海で一番と聞く。魚が獲れても風評被害で漁師等に影響が出ると思う。 (2) 産廃処理施設が建設されることによる地域のブランドイメージの低下、農業への風評被害。 (3) 未来の泉州地域への影響、人口減を伴う影響を考えてほしい。 (4) 新居公園へ行きたくなくなる。忠岡の環境が悪くなれば住みたくない町になる。 (5) こういう施設があると分かれば自分だったら絶対に住まない。人口減少にもなるし、小さい町がますます過疎化するのでは。	本事業のエネルギー回収施設（焼却施設）は、海域等の公共用水域への排水がないクローズドシステムを採用しています。プラントで発生した汚水は、炉内で噴霧させることで（方法書 P19 図 2－5 給排水フロー図参照）、排水はなく海域や魚等の生態系への影響はないと考えています。 また、本事業では、環境への影響を最小限にとどめるよう（影響を極力低減するよう）、環境保全対策を実施する考えです。事業計画地周辺環境への影響については、準備書において影響を予測し、結果をお示しいたします。
3. 健康被害に関することについて	
(1) 有害物質は目に見えず怖い。有害物質による健康被害が心配。 (2) 健康を守ってほしい。身体への影響は誰が保障してくれるのか。 (3) 未来の泉州地域の影響を考えてほしい。 (4) 忠岡も汚れた空気になるのかと思うと心配 (5) 今より有害物質が増え、放出されることに反対。健康が気になる。健康に対して懸念している。 (6) 産業廃棄物を燃やすことは、環境上、不安材料が増すばかり。今までの空気とは大きく変わる。 (7) ダイオキシン濃度は環境基準値内であると説明しているが、環境基準と健康基準は異なる。環境基準と健康基準を数値で比較明示してもらいたい。 (8) 健康基準について、産廃焼却炉の風下の忠岡町・岸和田市・泉大津市の市民が摂取する量は、一人当たり何pg-TEQ/kg体重/日になるのかを明示してもらいたい。 年齢別、体重別に表形式で、計算根拠を明示し答えるよう求める。 (9) 「環境基準」を守るのは当たり前で、これは健康を担保したのではない。 (10) 環境基準を守ること＝健康を守る基準ではない。健康被害が出てから見直すことがある。 (11) 環境基準について、産廃焼却炉では、大気中の年平均値を明記してもらいたい。 何pg-TEQ/Nm3か、計算根拠を明示し答えるよう求める。 (12) 猛毒ダイオキシン発生により人体への環境被害が長年継続する懸念があるので、医学的見地から説明を求める。	環境基準は「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と規定されています。 環境基準は、まず「生涯にわたって摂取した」場合にも「影響のないレベル」を決め、さらに「十分な安全率」をとって設定されています。したがって「守っていれば健康への影響はほとんどない」ので、「維持されることが望ましい目標」であり「施策を実施する目安」となっています。 例えば、ダイオキシン類であれば、人が生涯にわたって摂取し続けた場合にもでも耐容できる濃度（健康への有害な影響が現れないと判断される濃度）である一日耐容摂取量（TDI）が、4pg-TEQ/kg/日と設定されています。このTDIをもとに、人が一般の生活環境においてダイオキシン類を摂取した際の吸収量を考慮し、大気での環境基準は0.6pg-TEQ/m3と設定されました。 また、ごみ焼却施設の大気への排出濃度の基準（排出基準）については、当時、ダイオキシン類の緊急対策としてTDIに達するおそれのないよう定められたのが、80ng-TEQ/Nm3の暫定基準でしたが、さらに恒久的な対策としてそれより3桁も小さい0.1ng-TEQ/Nm3が現在の基準となっています。 環境基準や規制基準は、人の健康保護と環境保全のために国が規定したものであり、それらを遵守することで、人の健康は保護できるものと考えています。また、当社は、これらの基準よりさらに濃度を低減できるよう環境保全対策を実施する考えです。 以上を踏まえ、具体的に下記の対策を行う考えです。 受け入れる廃棄物は、廃石綿、PCB、水銀などの有害物質を除くものとします。また、排出事業者と廃棄物処理の契約を行う前に、排出しようとする廃棄

意見の概要	事業者の見解
(13) 立地場所方向から西風が季節により常時泉大津方向へ吹いている。粉塵がどれだけの程度排出されるのか。どんな物質を燃焼させて、燃焼により排出される物質は何なのか、人体への影響もはっきりさせなければ到底受け入れられない。 (14) 忠岡町新浜は、海岸にも近く、一年中、大阪湾からの風が内陸部に常時大量のダイオキシンを含む焼却ガスが流れ込んでくる。忠岡町、岸和田市、泉大津市民にとっては、健康被害が大いに懸念されるので、産廃焼却炉の稼働場所としては最悪。 (15) ダイオキシン等の排出量が増えると思うが、その影響や予想される排出量等示されてないため不安。 (16) 隣接する和泉市にも大規模産業廃棄物処理設備が建設される。忠岡町、和泉市に隣接した地域に大規模な産業廃棄物焼却施設が複数建設されると大気汚染は一層ひどくなり環境基準を守っても健康への被害が考えられる。 (17) 岸和田中央公園、泉大津市役所、和泉市緑ヶ丘小学校の二酸化窒素、PM2.5は2023年大阪府大気汚染測定値年平均でWHO指針値を超えており、これ以上大気汚染悪化は健康への被害が考えられる。 (18) 産廃施設の近くにテニスコート、野球場があるが、影響はないか。 (19) 風に飛ばされ薄まるとはあるが蓄積する。また、被爆者手帳の交付の裁判でも風の吹き方により被爆エリアが格段に広がっている。 (20) 処理がマックスになる時、何がどれくらい発生し、季節の風向き等で何がどこに降り、何年でいくら蓄積し、蓄積物の飛散と新たな降下が複合して人体にどう影響するのか記載されていない。 (21) 3km以内で生活している身として排ガスの危険に恐怖を感じる。公害が問題になった時代と同様に健康に影響を与える化学物質が含まれている恐れがあり心配。憲法第25条の健康で文化的な生活を営む権利にもふれるのではないか。 (22) 事業A（（仮称）忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業）により生活圏に放出されるダイオキシン類に関して事業Aにおける焼却炉は(処理能力220t /日、排ガス量56000Nm³/時、排ガスのダイオキシン類濃度0.1ng-TEQ/Nm³)は1日あたり140μgのダイオキシンを排出しうる設計になっている。公表されているLD50（半数致死量）の値を用いると、毎日およそ1人を死に至らしめる量のダイオキシン類を出し続ける設計になっていることを意味する。勿論、「大気中への拡散の通説」に従えば、地球大気全体が日本の環境基準値（0.6pg-TEQ/Nm³）に達する年数は、地質学的年数となるとも試算されうる。しかしながら、全世界における焼却炉の稼働総数、環境基準値の曖昧さ、地球大気中の濃度分布をはじめとする様々な要因を含めると、この年数は人類史的年数にまで大幅に短縮される可能性は否定しえない。 加えて、ダイオキシン類が生体を与える影響の様式が、窒素酸化物・硫黄酸化物等の有害物質の様式とは本質的に異なるということが問題となる。 窒素酸化物・硫黄酸化物等は有害物とはいえ、大地に返ると肥料等の有用物質にも変化する物質である。またその有害性の発生機序はpH変化等による細胞活動阻害等が主因で、かつ影響を受けた細胞のみの活動衰退・死滅による組織あるいは生物個体の衰退-死滅として現れることになる。すなわち分子集団(濃度)としての有害性の発現となる。 これに対して、ダイオキシン類の場合は1個の分子でも細胞内の遺伝子(DNA)の分子の立体構造に影響を与えることになる。そのため	物の現物を確認し、それが受入れ可能な許可品目であるか、処理することが可能な物であるか、計量証明書やWDS（廃棄物データシート）、SDS（安全データシート）等によりあらかじめ確認した上で、許可品目でないものや処理困難なものは契約せず、受け入れません。 廃棄物処理における排ガス中に含まれる重金属類やダイオキシン類は、排気筒から出ていく前に、薬剤や活性炭等で処理を行い、大気中へ放出された際は、環境基準を大幅に下回る濃度（極めて低濃度）になると想定しています。なお、排ガスに含まれる大気汚染物質、有害物質が周辺環境でどの程度の濃度になるか、環境影響を予測し、その結果は、準備書においてお示しします。 また、廃棄物焼却後のばいじんや焼却灰に含まれている重金属類は、溶出しにくいようキレート処理し、大栄環境グループの最終処分場において埋立処分を行う計画です。

意見の概要	事業者の見解
細胞分裂の際に、元の細胞とは異なる遺伝情報を有する異質の細胞を作り出すことになる。この異質の細胞が体細胞ならば、その個体の個々の組織での異常発現(例えば、がん細胞化、ホルモン生成異常)を引き起こすことになる。さらに生殖細胞あるいは発生初期の受精卵なら当該個体全体に異常発現の影響が及ぶことになる。この場合その多くが成長過程の初期において死に至る(卵生の場合は孵化しない、胎生の場合は流産として)と推察されている。 この事例は、米国五大湖周辺の水鳥や太平洋におけるイルカの生態観察研究においてすでに明らかにされている。個体の生命力が強く成長を続けた場合は、ベトナム戦争時の米軍による枯葉剤散布による畸形やカネミ油事件における悲慘な事例として知られている。 ダイオキシン類は通常の有害物質とは有害性の発現機序が本質的に異なっており、その有害性の判断は、濃度レベルではなく、分子レベルで考慮されるべきといえる。 環境基準値(0.6pg-TEQ/Nm3)の空気中には約11億個のダイオキシン分子が存在している。したがって成人は一呼吸する度に約600万個のダイオキシン分子を含む空気を体内に取り入れていることになる。吸入した気体は肺胞表面における酸素分子と二酸化炭素分子の交換後に 呼吸として体外に排出されることになるが、すべてのダイオキシン分子が肺胞表面に触れることなく確実に排出されることを保証する実験事実はない。 一般的に個体内に取り込まれた毒性物質を無毒化する何らかの生体機能を生物は進化の過程で獲得してきている。しかしながら、ダイオキシン類を完全に無毒化する機能を有している生物は未だ報告されていない。将来、生物史レベルではそのような生物種が発生しうる可能性は否定できないとしても、人類史においてホモサピエンスがその機能を獲得できる可能性は期待できることではない。 したがって、ダイオキシン類による生物個体への影響を回避する唯一の方法は、ダイオキシン類の存在量をこれ以上増やさないことに尽きる。新規生成量をゼロにすることは現在の技術では不可能である以上、その人為的な排出量を最大限抑止することが今を生きる全人類に課せられた本源的かつ人類史的責務といえる。 事業Aの内容は、この様な見地からは到底許されるものではない。「排出基準を満たしている」というのは新規焼却炉の選択の根拠にはなりえない。事業Aの炉(三菱重工製)よりも遥かに良質な炉(川崎重工製)が隣接の岸貝クリーンセンターで稼働している。事業Aの立案に際して、この事実を知らなかったとすれば事業者としてあまりにも軽率であり、知っていたとすれば事業者としての良識が問われるとの見方もありえる。新規焼却炉の選択に当たっては、その時点での最良の炉を選択することが事業者の責務である。この選択にあたっては、「企業活動の論理」は通用しないことは言うまでもない。「企業活動の論理」自体が高々直近の数世紀レベルの「論理」に過ぎず、今後の人類史全般に渡って永続する論理として通用するものではない。 勿論、上述の川崎重工製の炉を最良の炉として絶対視することにはならない。上述2社の技術レベルと資本力からすれば、さらに優良な炉の開発は可能と推察される。人類史的責務として、企業としての最優先課題として優良な炉の開発に全力を挙げることが求められていることは言うまでもない。追記的に、大栄環境株式会社和泉エネルギープラザ整備事業についても同様の指摘ができることを指摘しておく。	
4. 住民説明に関することについて	
(1) 町議会の議決は得たが、住民への説明は十分になされずに住民合意を得たとは言えない状況である。 (2) 近隣住民(忠岡町、泉大津市)に対し、書面だけでなく、もっと分かり易い報告を受け、質疑対応のできる説明会の開催を求める。	事業者側からの住民への説明については、今後、準備書の提出後に、環境影響評価条例の手続きに基づき実施いたします。本事業について住民の皆様にご理解いただけるよう説明、対話に努めてまいります。

意見の概要	事業者の見解
(3) 対話を十分に行ってほしい。 (4) 半径3kmには岸和田市や泉大津市も含まれているため、岸和田市においても市民の納得のいく説明を行うこと。 (5) 町民はもちろん近隣の市にも説明していくべき。 (6) 住民にもっと細かい説明や知らせていく責任が行政にはあるのではと思う。	
5. 事後監視に関することについて	
(1) 稼働後はデータロガーなどによる連続監視を。 (2) 排出ガスの常時測定装置の設置、住民への定期報告を。 (3) 常時排ガス測定と電光掲示板での表示が必要。	排出ガスは常時測定を行い、常に監視いたします。測定結果については、定期的に大栄環境株式会社のホームページで公表いたします。電光掲示板での表示については、一つの考えとして参考とさせていただきます。
6. 方法書全般のことについて	
(1) 検討している・務めるといった実現性に曖昧さを感じる表現が並んでいる。計画が不十分。安全というもっとも重要な事柄において確実性が担保されていない。	方法書の時点では、確定していないことが多いため、このような表現となっています。今後提出する準備書では、確定したものについての表現は明確になると考えています。
7. 方法書の内容以外のことについて	
(1) 産業廃棄物の処理は排出先で行われるのが基本であり、廃棄物の再生利用が法律で義務付けられている。産業廃棄物焼却を主目的とする本事業の環境影響評価の実施はそのものに疑問を感じる。よって方法書の審議は必要ないと思われる。	産業廃棄物の処理は、排出事業者が自ら行うか、あるいは自ら処理できない場合は、許可を受けた処理業者に委託して、適正に処理することが義務付けられています。また、汚れが激しいものや、選別が非常に難しい混合物など、どうしても再生利用できない廃棄物については、焼却処理を行っているのが現状です。本事業は、環境保全と適正な廃棄物処理体制を確保するために必要な事業と認識しており、環境アセスメントの手続きを行っています。
(2) 国や府の施策として良い物を長く使っていく昔の日本のような価値観を大切にすると啓発をしてほしい。消費を促す経済ではゴミばかりが増えてしまう。	国や府の施策としてご意見にあるような啓発を行っていくことに関して賛同いたします。
(3) 排ガスが出ない施設を研究すべきではないか。 (4) 近い将来、一般廃棄物焼却ゼロの街に変えたとき、全量が産業廃棄物となるもので、町民には無用物である。公民連携の枠外で事業の目的は不当。広域処理であれば一緒にごみゼロ運動もしやすい。本施設が必要であるか評価必要。忠岡町は岸和田貝塚組合のごみ量の10分の1以下で、今後の人口減少を考えるとごみゼロの実現可能性は高く、その視点での評価項目も入れるべき。 (5) 借地契約は10年の事業用借地契約とし、「自治体が設置する監視機関の査定受入」の条項を含めること。借地契約を更新する場合は契約期限前の1年の間に住民説明会を開催すること。	一つの考えとして参考とさせていただきます。
(6) 焼却施設の規制に関する条例が制定された場合、受諾すること。	焼却施設の規制に関する大阪府及び忠岡町の条例が制定された場合は、当然、当該規制について遵守いたします。
(7) 産業廃棄物処理施設が府下において足りていないのであれば作る必要があるかもしれないが、そもそも足りているのであれば空気を確実に今よりは汚染する環境を子や孫の世代に残したくはない。足りていないのかをはっきりしてほしい。	産業廃棄物処理施設が府下で十分に足りているかどうかについては、当社ではお答えすることはできません。
(8) 大阪府の環境影響評価指針に世界保健機構WHOの大気環境ガイドラインを加えるべき。	大阪府環境影響評価指針の内容について、当社でお答えすることはできません。
(9) 和泉エネルギープラザでは、排気塔を100m以上にするよう強く申し入れているが、回答がない。	和泉エネルギープラザでの環境影響評価手続きのなかで、環境影響予測を行った結果、周辺環境における環境保全目標を満足する結果が得られ、大阪府での環境影響評価審査会での審査も終了しています。

意見の概要	事業者の見解
(10) 環境汚染事故に関して 事業A（（仮称）忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業、以下同じ。）において扱う物質の特性を鑑みると、不測の事故を含めて、事業Aの実施により環境汚染が生じることはありえないと断定することは論理的に許されることではない。工学的に設計された装置が事故を起こす可能性を完全には除去しえないのは、工学という学問が内包する本質的な特性である以上、事業Aの実施により環境汚染事故が生じることはあり得ないとするは、論理的に許されることではない。環境汚染事故発生に対する対策は、「方法書」において明記されるべきであるが、それが欠落しており、「方法書」の体をなしていないといえる。 事業Aに付随する処分場と想定される平井処分場では、地下水系への有害物質の漏出防止対策として「保護マット・遮水シート・保護マット・遮水シート・保護マット」の5層構造が用いられている。この遮水シートは遮水のために疎水性（親油性）材料であることから、疎水性の有害物質（ダイオキシン類等）とは親和性があり、親水性の有害物質（重金属金属イオン等）に対するほどの漏出防止効果があるとは期待しえない。 ハーバーボッシュ法のアンモニア合成装置の開発過程において、原料の水素が高圧のため鉄製の反応装置から染み出して爆発するという事故があったように 高圧条件下では常圧下では想定できない事象が生じるというのは化学工学における基礎的知見とされている。遮水シートも埋設物の圧力下であり、常圧下における材料特性がそのまま保持されているかについても疑念は払拭しえない。 埋設物の突起状先端による遮水シートの局所的破断の可能性は、埋設物の形状を考えると必然のものとして想定しなければならない。保護マットはそのための対策と推察されるが、その効果が完璧なものとはいえない。 遮水シートは高分子材料であるがゆえに、劣化という問題が付随する。地下のため光による劣化は除外されるが、廃棄物であるがゆえに、様々な化学物質にさらされることになり、予期せぬ化学反応による劣化が必然的に生じることになる。この様な条件下でも、数十年ではなく数百年、数千年の期間にわたって劣化しないという保証のある完璧な高分子材料は本質的にありえない。 したがって、処分場からの漏水、すなわち環境汚染は将来において必然的に起 りうると想定しなければならない。その際、環境からの汚染物質除去と被害補償の責任は、当然事業者が全面的に負うことになる。しかし、その場合の除去経費と補償費は、当該の事業者が担いうる額のレベルではないことは明らかである。 そもそも、上述の期間を経た時点においても、事業者そのものが存在しているかどうかを考えること自体が論理的でない。 以上、結論として、「方法書」は極めて不十分なものであり、全面改定の後、改めて再提出されるべきレベルの「書」であること、さらに「方法書」において提案されている「（仮称）忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業」そのものが関連する地域住民のみならず、人類史視点からも、多くの問題点を内包していることから、科学者のひとりとして、この事業そのものの撤回を求める。	大阪府環境影響評価条例の手続きにおいて、環境汚染事故への対策については、気候変動対応等の項目におけるリスク対応が該当すると考えています。これについては、想定されるリスクを鑑み、準備書において対応を記載させていただきます。 また、事業者としましては、環境汚染事故のみならず労働災害も含め、常に施設等の安全対策を最優先に事故が起こらないよう細心の注意を払って業務を行う考えです。